

**【問 4】**：正（○），誤（×）を判断し，誤りなら理由を簡単に記載し，併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 **【×】** 観光ビザにより我が国に滞在した外国人は，雇用契約により会社において労務として図画を作成した場合でも，著作者となる。**【解説】** 職務著作となり著作者は会社（15条）
- 2 **【×】** 甲が作曲した楽曲Aを，乙が編曲した場合，その編曲に関する著作権及び著作者人格権は甲が有し，乙は何ら権利を有しない。**【解説】** 編曲は二次的著作物であり，編曲に関する著作権及び著作者人格権は乙が有する。
- 3 **【○】** 甲が描いた漫画の主人公のイラストを利用して，乙がアニメーションAを作成した。Aについて，乙は著作権及び著作者人格権を有し，甲は乙と同一の種類の著作権を有する。**【解説】** 著作物を元とした作品は二次的著作物である。（28条）
- 4 **【×】** 甲社の従業員乙が，上司の指示を受けて甲社の営業秘密に関する文書Aを作成した。Aに甲社の名称も乙の氏名も付されていない場合，Aの著作権及び著作者人格権は，乙が有する。**【解説】** 公表するとしたら会社名が表示される場合は，職務著作の要件が満たされれば会社が著作者となる。
- 5 **【○】** 甲社は，乙社からの依頼を受けて，乙社の商品のテレビコマーシャルAを製作することになり，社外の監督丙に撮影を依頼した。Aが，丙の判断と指示に基づき撮影され，完成された場合でも，Aの著作権及び著作者人格権は，甲社が有する。**【解説】** 映画製作者は「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」（2条1項10号）であり，映画の著作者は，映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者（16条）である。また著作権は映画製作者に帰属する（29条）ことから，著作権及び著作者人格権は甲社が有する。なお，乙社が費用を負担し製作の発意があることから乙社が有するという考えも成り立つ。
- 6 **【×】** 著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であっても，その利用が著作物の改変を伴わない場合には，著作者人格権の侵害とみなされることはない。**【解説】** 利用の仕方により著作者が不快に感じることもあり侵害となる。著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は，その著作者人格権を侵害する行為とみなす（113条6項）
- 7 **【○】** 彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは，著作者人格権の侵害となる。**【解説】** 彫像の一部が変更されるものであるから，著作者人格権の一つである同一性保持権の侵害となる。（光源寺事件）
- 8 **【○】** 投稿された俳句を俳句雑誌に掲載するにあたり，選者が必要と判断したときに添削をすることは，著作者人格権を侵害しない。**【解説】** 慣習がある場合は修正も可能である（俳句添削事件）
- 9 **【○】** 法人も，著作者人格権を取得する場合がある。**【解説】** 職務著作の要件を満たし，別段の定めがなければ法人が著作者となる（15条）
- 10 **【×】** 甲が行った講演について，その録音Aに基づき，逐語的にそのまま文書化した乙は，その文書について著作権及び著作者人格権を有する。**【解説】** 逐語的に文書とすることは機械的作業であり，そこに思想・感情の入る余地はないから，乙に著作者人格権は発生しない。